

平成 28 年度第 1 回理事会議事録

日 時 平成 28 年 5 月 9 日（月） 15 時 45 分～17 時 40 分

場 所 ふれあい福寿会館 409 特別会議室 岐阜市藪田南 5-14-53

理事 25 名中 21 名出席 監事 2 名中 2 名出席

（出席理事）藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、高橋秀一、
寺倉修、村瀬泰基、大石佳知、村瀬賢一、松井博幸、坂忠男、
牧田洋之、小川泰弘、櫻井幹夫、河村彰雄、竹腰鋭司、加藤幸治、
吉川厚志、石田学、狭場芳男

（欠席理事）西垣洋一、福野嘉彦、中川保、後藤隆吉

（出席監事）岩崎幸司、水谷武

事務局（高橋専務理事）

平成 28 年度第 1 回理事会を開催いたします。

出席者は、理事 25 名中 21 出席、監事 2 名出席です。

会長挨拶

皆さんこんにちは。平成 28 年度第 1 回理事会にご出席いただきありがとうございます。

4 月 14 日、16 日に熊本地方において震度 7 の地震が 2 回発生しました。今後、国の方でも耐震補強等その他対策を考えてくることと思います。亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。岐阜県から応急危険度判定士の派遣について打診がありましたが、行政の方と建築士事務所協会会員の方が派遣されました。建築士会でも今後の対応等について、本日の最後にご意見を伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局（高橋専務理事）

理事会運営規則により会長に議長をお願いします。

会長（議長）

審議事項が議題 1 から議題 7 まであります。議題 1 について、専務理事から説明をお願いします。

I. 議 事

議題 1 平成 28 年度定時総会開催について

高橋専務理事より資料に基づき、平成 28 年度定時総会開催について、6 月 10 日（金）、午後 2 時から岐阜会館において開催する旨の説明がある。また、定時総会議題の役員の選任については、平成 28 年度は役員改選の年ではないが、日本建築士会連合会の役員改選時

期に合わせるため、役員から辞任届を提出していただき、平成 28 年度に新たに役員改選を行う旨の説明がある。

定時総会運営について、運営会議において司会は女性委員会、議長は岐阜支部から後日推薦していただくこと、議事録署名者は、岐阜支部所属の倉修理事、西濃支部所属の坂忠男理事にお願いすることについて審議した旨の説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 2 平成 27 年度事業報告及び収支決算について

高橋専務理事より資料に基づき、平成 27 年度事業報告及び収支決算について説明がある。

事業報告については、建築士免許交付式を 27 年度に初めて行った。

収支決算については、事業活動収入計が 50,129,817 円、事業活動支出計が 52,236,517 円、事業活動収支差額が -2,106,700 円となる。

財政調整資金等の取崩を行い、当期収支差額は 2,314,888 円、前期繰越収支差額と合わせて次期繰越収支差額が 7,357,063 円となる説明がある。

正味財産については、経常収益計が 50,129,817 円、経常費用計が 52,672,455 円、当期経常増減額が -2,542,638 円となり、正味財産期末残高が 98,880,299 円となる説明がある。

事業別では、26 年度は公益事業が黒字であったことで岐阜県から指摘があったが、27 年度は公益事業においては赤字となり黒字が解消された説明がある。

(藤井会長)

27 年度決算で公益事業が黒字であることが解消されたため、公益 1 から公益 4 までの事業をひとつにまとめることを 28 年度に申請したい。

(横井副会長)

27 年度は公益事業の黒字解消のため多くの事業を行い赤字となったが、28 年度は会費も値上げてしていただいたので黒字となるよう努めたい。

／28 年度決算からは、支部の繰越金は本部に返金しないことで良いのか。

会員数の少ない支部では、年度をまたいで資金を確保しないと事業ができない。

／原則として支部の繰越金は本部に返金してもらいます。ただし、その年度の資金では事業ができない場合は、ある事業の目的のために使う特定費用準備資金として、事業計画をだしていただき積立をしてもらうことはできます。

／公益認定前は支部総会において来賓の方に手土産を用意していたが公益認定後は、支出の項目がわからず用意していなかった。本部や他支部の現状を教えてください。

／来賓の方への手土産は、会場費等から支出してください。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 3 役員を選任について

高橋専務理事より、平成 28 年度は役員改選の年ではないが、日本建築士会連合会の役員改選時期に合わせるため、役員から辞任届を提出していただき、28 年度に新たに役員選任を行う旨の説明の後、役員選考委員会において資料のとおり役員候補者を選考した旨の説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 4 委員会委員の選任について

高橋専務理事より資料に基づき、委員会委員の選任について説明がある。

委員長については、運営会議において会長から次のとおり選任をお願いした旨の説明がある。

総務委員長 澤田勝美

情報・広報委員長 山野慎司

事業・制度・教育・研修委員長 神山誠

まちづくり委員長 福田勝好

青年委員長 高橋和利

女性委員長 高野栄子

財政検討特別委員長 横井守

会員増強特別委員長 藤井孝一

岐阜地域貢献活動センター特別委員長 田宮三郎

ぎふ木造塾特別委員長 村瀬賢一

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 5 会員の入会について

高橋専務理事より資料に基づき、正会員 16 名、準会員 1 名の入会について説明がある。

続いて、入会金免除申請 1 名及び、同居会員の会費の減額申請 1 名について説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 6 会員権利の停止及び資格の喪失について

高橋専務理事より資料に基づき、会員権利の停止及び資格の喪失について説明がある。

／会員でどちらの支部にも所属しないことはできるのか。

／原則、住所地や勤務地における支部に所属してもらうが、本人が希望しない場合は仕方がないのではないかと。

／支部会費を徴収することはないので支部の別団体に所属しないということではないかと。

／本部からは支部に所属しないとの連絡だった。

／定款施行細則では、第 6 条に「支部地域に居住又は勤務している本部会員は、原則としてその地域の支部に所属するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではないものとする。」とある。

／支部からいろいろ依頼されたくない方もある。本部からの各種案内はできるので良いのではないかと。

／支部に所属しない方が増えると支部活動ができなくなる可能性がある。

今後検討していきたい。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 7 その他

・特定費用準備資金について

高橋専務理事より、特定費用準備資金の建築士制度改善資金及び、記念講演会事業資金について、職員人件費の按分の変更や、備品の作製や購入及び会費収入の按分の見直し等により、平成 27 年度決算では、公益 1 事業で 316 万円ほどの赤字となり、公益事業全体でも黒字が解消された。また、遊休財産も保有限度額内におさまったため、3 年の支出計画で 210 万円を積み立てた建築士制度改善資金は、27 年度で全額取崩しをして支出し、600 万円を積み立てる計画だった記念講演会事業資金は積立てを行わないことで岐阜県に報告をしたい旨の説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

II. 報告事項

報告 1. 各支部及び各委員会報告について

各支部および各委員会より資料に基づき、事業執行状況について報告がある。

報告 2. その他

(藤井会長)

応急危険度判定派遣について意見を伺いたい。

／要請があった場合に備えて、すでに各支部から名簿を提出している。被災地での環境が厳しいので若くて動ける者の名簿を提出している。本人の都合もあるので名簿を参考に支部単位で動くしかないのではないかと。

／建築士会は個人会員のため、派遣依頼をして承諾をもらうまでに時間がかかる。2、3日で派遣する者を決めるのは難しい。

／県の要請があって派遣する場合は難しいが、建築士会独自で動けば問題ないのではないかと。

／支部別の判定士登録者名簿を作成したが、名簿を支部長に渡して支部長が派遣を依頼するのは支部長の負担が大きいのではないかと。

／今回はどのように連絡をしたのか。支部に連絡しても良かったのではないかと。

／支部長には携帯電話にも連絡したが、つながらない支部長が多かった。

／派遣にかかる交通費、日当等の費用弁償や、何かあった場合の補償等派遣の際の条件が分かると支部からもお願いしやすい。

／派遣に関する条件は士会独自で決める必要があるのではないかと。

／最低限、安全面での保険だけは士会で入る必要があるのではないかと。

／日本建築防災協会から、県から派遣された民間の判定士に対して交通費、宿泊費、弁当代を支給することが熊本の地震後決まっている。それ以外の費用について士会で決めれば良いのではないかと。

／被災地は過酷な状況のため、派遣には年齢制限を設けてはどうか。今回派遣された方も、若い方が派遣されている。

(藤井会長)

基本的な派遣に関する条件等を決め、各支部で派遣可能な方を把握していただき連絡体制を整える必要がある。

(高橋専務理事)

支部長に、年齢もわかる判定士登録名簿を送ります。

以上をもって、本日の議事は全て終了したので議長は閉会を宣して、午後 5 時 40 分に散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、出席した会長及び監事が次に記名捺印する。

平成 28 年 5 月 9 日

公益社団法人 岐阜県建築士会

議 長 印

監 事 印

監 事 印